

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◆在日外銀等の国債引受シ団加入について

国債募集引受シ団では、3月4日、在日外銀6行(セキュリテイ・パシフィック、韓国外換、香港上海、パリ国立、ロイズ国際、パークレイズ)および損保1社(オールステート自動車・火災)を本年4月債以降シ団メンバーとすることを正式に決定。一方、国債引受証券団では3月11日6社幹事会を開催し、シ団への参加希望を表明していた外国証券2社(エス・ジー・ウォーバーグ、ゴールドマン・サックス)をシ団メンバーとして受入れることを正式に決定した。

この結果、上記新規参加者の属する業態のメンバー数は在日外銀15行、損保23社、証券会社75社(うち外国証券会社8社)となり、シ団全体では748機関となった。

### ◆昭和60・61年度の証券会社店舗認可方針について

大蔵省は3月12日、昭和60・61年度の証券会社店舗認可方針に関する通達および事務連絡を各証券会社に示達。今次の通達により新たに休日営業が可能な特別小型店の設置が認められることとなった。

認可方針の概略は以下のとおり。

- ① 普通店舗の新設は、従来どおり2か年につき1社3店舗以内とする。
- ② 次のような店舗については、①の枠外として弾力的に認めるものとする。  
イ、証券会社の店舗未設置地域における普通店舗  
ロ、東京都23区、政令指定都市、県庁所在地以上の規模の都市における小型店舗(人員15名以下の規模)  
ハ、東京23区および人口50万人程度以上の規模の都市における特別小型店舗(人員5名以下の規模)
- ③ ①および②イ、ロ、の店舗の総数は、2か年につき1社6店舗以内とする。また、②ハ、の店舗は2か年につき1社3店舗以内とする。
- ④ 普通店舗と小型店舗間または小型店舗と特別小型店舗間での店舗振替を認める。振替の対象となる店舗は

2か年で1店舗、振替後の店舗は3店舗に相当するものとする。

### ◆日本インベスターズサービス(日本興業銀行グループによる債券格付機関)の設立について

興銀グループは3月14日、債券格付機関の設立を決定した。

- ▼名 称……日本インベスターズサービス
- ▼資 本 金……58億円
- ▼参 加 者……119社
 

都・長銀14行(除く、東銀、長銀)、信託4行(三井、中央、東洋、安田)、地銀53行、相銀10行、証券12社、生保10社、損保16社
---

- ▼業 務 内 容……①国内外で発行される債券の格付、格付情報の提供
- ②金融・資本市場、企業動向等に関する調査研究およびその受託
- ③出版事業等
- ▼中立性確保……①株式の譲渡制限(取締役会の承認の手立て事項)
- ②1社当り出資の上限(資本金の5%以内)
- ③格付委員会の設置(合議制による格付の判定)
- ▼発 足 時 期……60年4月25日

### ◆金融機関・証券会社の業際間規制の緩和について

大蔵省は3月29日、公共債市場および短期金融市場の整備拡充を図るとともに、金融機関・証券会社の業際間規制の緩和を図る見地から、両業界の業際問題について次の措置を発表した。

(銀行側)

- ① 公共債ディーリングの認可  
……新たに地銀44行、相銀1行を対象に審査の上認可。  
ディーリング業務開始時期は60年6月。
- ② ディーリング認可金融機関に対し、60年6月から日本相互証券(B. B.)への参加を認める。

③ 債券先物市場の発足後、その健全な発展を図る見地から金融機関の取次業者としての必要性が生じた場合には市場参加について具体的な検討を行う。

④ 公共債を担保とする総合口座および極度方式による貸付を昭和60年6月から認める。

(証券側)

① CDの流通取扱いを昭和60年6月から認める。

② 円建BAの流通取扱いを昭和61年4月から認める。

③ 公共債を担保とする約款による極度方式での貸付を60年6月から認める。

なお、大蔵省は、同時に金融界における規制緩和事項を以下の通り発表。

① 銀行の転換社債(外貨債)発行を認める。

▼発行地……海外市場に限る。

▼資金用途……設備投資等とし、営業の原資とはしない。

② 銀行による投資顧問会社の設立を認める。

▼主要業務……有価証券等に関する投資助言や購読出版物による投資情報提供等、証券系投資顧問会社の業務範囲と同様であるが、売買一任勧定は認めない。

#### ◆譲渡性預金の最低発行単位の引下げおよび発行期間の変更について

大蔵省は3月29日、銀行局長通達「譲渡性預金の取扱いについて」の一部を改正し、各金融団体宛通知した。

本通達は、60年4月1日以降譲渡性預金の最低発行単位を現行の「3億円」から「1億円」に下げるとともに、発行期間を現行の「3か月以上6か月以内」から「1か月以上6か月以内」に変更するというもの。

#### ◆金融債の応募者利回り引上げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、4月債から実施した(3月27日発表)。

#### 利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率(%)	6.8	6.5
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	6.800	6.500
3年もの	表面利率(%)	6.6	6.3
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	6.600	6.300

#### ◆長期貸出最優遇金利の引上げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は長期貸出最優遇金利を次のとおり引上げ、4月1日より実施した(3月27日発表)。

#### 長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	7.7	7.4

#### ◆貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引上げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引上げ、4月6日以降募集分から実施した(3月27日発表)。

#### 貸付信託予想配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年もの	6.82	6.52

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引上げ、4月6日以降受託分から実施した(3月27日発表)。

#### 合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年以上のもの	6.68	6.38

### ◇政府系金融機関の貸出基準金利引上げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引上げ、4月1日から実施した(公営公庫は3月26日から実施)。

#### 政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行	7.7	7.4
北海道東北開発公庫	"	"
中小企業金融公庫	"	"
国民金融公庫	"	"
環境衛生金融公庫	"	"
公営企業金融公庫	7.6	7.35
商工組合中央金庫 (組合員貸し)		
1年以上3年以内	7.7	7.4
3年超7年以内	8.0	7.7
7年超	8.1	8.0
(構成員貸し)		
1年以上3年以内	8.0	7.7
3年超7年以内	8.3	8.0
7年超	8.4	8.3

### ◇住宅ローン金利引上げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行および長期信用銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引上げ、固定金利型については4月22日以降新規貸付分から、変動金利型については4月15日以降新規貸付分からそれぞれ実施した。

#### 住宅ローン金利(固定金利型)

(単位・年%)

	変更後	変更前
都 銀・地 銀	7.80	7.62
長 銀・信 託	7.86	7.68

#### 住宅ローン金利(変動金利型)

(単位・年%)

	変更後	変更前
都 銀・地 銀・信 託	7.7	7.4

### ◇円建銀行引受手形(BA)の取扱いについて

大蔵省は4月1日、円建銀行引受手形の取扱いに関し、銀行局長通達および事務連絡を發出した。その主な内容は以下のとおり。

#### 1. 円建銀行引受手形の範囲

本通達において円建銀行引受手形とは、本邦所在の外国為替公認銀行が引受けを行った貿易関連の円建期限付為替手形で、以下のいずれかに該当する手形をいう。ただし、本邦の輸出者が振り出した手形については船積後30日以内、その他の手形(5)の手形を除く。)については船積後45日以内に引受けが行われたもので、かつ、船積後6ヶ月に郵便日数を加えた期日以前に満期日が到来するものに限る。

- (1) 信用状付円建貿易手形
- (2) アコモデーション手形
- (3) 輸入決済関係手形(直ハネ手形)
- (4) リファイナンス手形
- (5) 表紙手形

#### 2. 円建銀行引受手形の売却単位

本邦所在の外国為替公認銀行は、円建銀行引受手形のうち金額1億円以上の手形を一般投資家等に対して売却することができる。

#### 3. 円建銀行引受手形の第一次売却

本邦所在の外国為替公認銀行が、円建銀行引受手形を引き受けた後最初に行う当該手形の売却(以下、「第一次売却」という。)は、当該外国為替公認銀行が自己勘定で行うものとし、当該外国為替公認銀行は、自ら引受けを行った手形を振出人に返却する取扱いは行わないものとする。

#### 4. 流通取扱

金融機関、短資業者及び金融機関の関連会社は、円建銀行引受手形の売買または売買の媒介等を行うことができる。

#### 5. 取扱開始日

通達に基づく円建銀行引受手形の取扱いは、昭和60年6月1日以降に開始するものとする。

### ◇対外経済対策について

政府は4月9日、経済対策閣僚会議を開催し、民間の有識者からなる対外経済問題諮問委員会からわが国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を受けるとともに、当面の対応として、市場アクセスの改善、輸入の促進等を内容とする「対外経済対策」を決定した。その構

成は以下のとおり。

## I. 対外経済問題諮問委員会報告への対応

1. 対外経済問題諮問委員会の報告では、市場アクセスの一層の改善、内需中心の持続的成長、投資・産業協力の拡大、開発途上国への対応等について中期的政策提言が行われており、政府としては、これらの提言を十分尊重して今後の政策運営に当たる。
2. 上記の提言のうち、市場アクセス改善のためのアクション・プログラムについては、以下の基本方針により策定し、実施する。
  - (1) 政府は、対外経済問題諮問委員会の報告を踏まえ、アクション・プログラムを策定するとともに、その実施状況につきフォロー・アップを行う。
  - (2) アクション・プログラムの対象期間は、原則として3年以内とする。また、アクション・プログラムの策定は、できるだけ早急に行うこととし、本年7月中にその骨格を作成する。
  - (3) アクション・プログラムの策定及びその実施状況のフォロー・アップに当たっては、内外有識者から意見を聴取する等透明性の確保に努める。

## II. 当面の措置と政策プログラム

1. 市場アクセスの改善及び輸入の促進
  - (1) 関税の引下げ等
  - (2) 基準・認証、輸入検査手続の改善等
  - (3) 製品輸入等の促進
2. 先端技術分野における市場アクセスの改善
  - (1) 電気通信
  - (2) エレクトロニクス
3. 金融・資本市場の自由化及び円の国際化の促進
4. 節度ある輸出の確保
5. 経済協力の拡充
6. 投資交流の促進等
7. 外国弁護士の国内活動

## ◇長期国債等の応募者利回り引下げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、4月債より実施した（長期国債は4月9日、政府保証債、公募地方債は4月17日にそれぞれ決定）。

### 国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	6.8	6.8
	発行価格(円)	99.25	98.25
	応募者利回(%)	6.926	7.099
政府保証債	表面利率(%)	6.9	6.9
	発行価格(円)	99.25	98.75
	応募者利回(%)	7.027	7.113
公募地方債	表面利率(%)	6.9	6.9
	発行価格(円)	99.25	98.75
	応募者利回(%)	7.027	7.113

## ◇事業債の応募者利回り引下げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し4月債から実施した（4月17日決定）。

### 事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	7.1	7.1
	発行価格(円)	99.25	98.50
	応募者利回(%)	7.216	7.335
10年もの	表面利率(%)	7.1	7.1
	発行価格(円)	99.50	98.75
	応募者利回(%)	7.185	7.316

## ◇4～6月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、4月19日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

60年1～3月のM<sub>2</sub>+C D平残の前年比伸び率は、+7.9%程度と前期(+7.9%)並みとなる見込み。

4～6月については、引続き前年比+8%前後となる見通し。